

国運審第16号の2
平成23年10月13日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之

答 申 書

Peach・Aviation株式会社からの
混雑空港運航許可申請について

平23第9005号

平成23年9月20日付け国空事第1018号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

P e a c h ・ A v i a t i o n 株式会社の申請に係る関西国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、関西（関西国際空港）～札幌（新千歳空港）及び関西（関西国際空港）～福岡（福岡空港）間において国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成24年3月1日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日3往復（関西～札幌）又は4往復（関西～福岡）の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

- (1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を40回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間並びに新千歳空港の航空保安業務提供時間及び福岡空港の利用可能時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- (2) 関西～札幌間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日5往復及び株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復の運航を行って

いる。

また、関西～福岡間の路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日2往復の運航を行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、低価格な運賃により関西国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。